

第 7 8 号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例（昭和 3 1 年八王子市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第 1 5 条第 4 3 項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第 1 5 条第 4 3 項の規定による条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>3 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第 1 5 条第 4 4 項の規定による条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>3 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年</p>

<p>法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号 <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下同じ。)</u> 又は法人番号 <u>(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4～16 (略)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項若しくは<u>第43項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>18 (略)</p>	<p>法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4～16 (略)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項若しくは<u>第44項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>18 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項及び第17項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。